

# 農業委員会だより

# しずおか

令和5年度

No.54



## 【目次】

意見書の提出	2～3
全国農業新聞の案内	3
地域計画	4
農地利用状況調査／農地の相続	5
農業者年金	6～7
農地中間管理事業	8

【発行】 令和5年12月 静岡市農業委員会

【編集】 静岡市農業委員会事務局

静岡市葵区追手町5番1号

電話：054-221-1483

【ホームページアドレス】

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\\_000414.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_000414.html)



# 「静岡市農業施策に関する意見書」の提出

令和5年10月2日（月）、農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」第38条第1項の規定に基づく「令和6年度静岡市農業施策に関する意見書」を市に提出しました。



意見書を本田副市長に手渡す徳田会長

## 静岡市農業施策に関する意見書（抄）

### 1 自然災害における農地復旧支援

近年では、毎年のように台風や突風等による自然災害が発生しています。特に昨年9月に発生した台風15号により市内農業は大きな被害を受けましたが、国の農地災害復旧事業の実施に加え、市でも国事業が対象とならないような農地災害復旧に対する独自支援が実施されました。

個々の農業者も、農業共済や収入保険への加入など自助努力は行っていますが、農業経営に係るコストの増大などを背景として、自然災害に対応しきれないのが現状であるため、農業経営に与える被害が甚大である自然災害が発生した場合、重要な経営基盤である農地の復旧に対する支援を講じられたい。

### 2 環境保全型農業の推進

気候変動による自然災害が頻繁に起こる中、豊かな自然や美しい景観を守りつつ、食料の安定供給という観点からも、持続可能な農業を推進していくことは重要ですが、慣行栽培と比べて生産効率や品質が低く、販路も安定していないなど農業経営上の課題が多いことから、農業者への理解が浸透していないのが現状です。

環境保全型農業を推進することは、持続性の高い農業につながるばかりでなく、市内農産物の付加価値を高めるものと考えられるため、県やJA等とも連携し、質・量ともに安定した生産技術の確立や普及、持続可能となる農業所得の確保に向けて取り組むよう検討されたい。



### 3 農地利用の促進

農業委員会では毎年度、遊休農地の発生防止・解消に向けて農地利用状況調査を実施し、荒廃化しつつある農地についてはその後の意向調査により、今後の活用状況を把握しています。

また、今年度につきましては、農地の所有者や利用者に対して今後の農地利用の意向を確認するアンケート調査を実施し、地域農業の指針となる「地域計画」の策定に向けて必要となる「目標地図」の素案作成を進めているところです。

今後、将来にわたって市内農業を維持していくため、個々の農業経営体が効率的・安定的な農業経営を行えるよう、必要な農地を確保し、より一層の利用促進を講じられたい。

### 4 有害鳥獣対策の継続

市では毎年度、有害鳥獣対策の取組支援が行われていますが、鳥獣による農作物への被害は相変わらず発生しており、農業収入を減少させるだけでなく、農業者の営農意欲を減退させる一因となっています。

特に中山間地域では、農業者の高齢化なども相まって廃業してしまふことで農地が荒廃化し、それが有害鳥獣の発生を助長するといふ悪循環につながっています。

農業委員会では、鳥獣被害の要因ともなる農地の荒廃化について、市と連携してその解消や再生利用に向けて推進していますが、農業者が今後も安心して農業を営めるよう、市の有害鳥獣対策事業の継続及び予算の確保を図られたい。

## 全国農業新聞を購読してみませんか？

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である全国農業会議所が発行する「経営と暮らしに役立つ」農業総合専門紙です。

発行／毎週金曜日（新聞本紙は、購読者のご自宅に郵送されます）

購読料／新聞本紙：月700円〔送料、税込〕※電子新聞も閲覧可能

電子新聞：月500円〔税込〕



新聞本紙の申込みは、静岡市農業委員会事務局  
(TEL 054-221-1483) まで

電子新聞の申込みは、全国農業新聞ホームページ  
(zenkokunogyoshinbun-denshi.jp) から





## 地域計画の策定に向けて 地域農業のこれからについて 話し合いを行います。



### ● 地域計画 とは

市内全域（市街化区域を除く）で、目指すべき将来の農地利用の姿を明確にするための計画です。農業関係者の皆さんの話し合いにより、区域の現状や課題を踏まえ、地域農業の将来の在り方や、5～10年後に目指すべき具体的な利用の姿を描いた農地の地図（目標地図）を定めます。

### ● 地域の話し合いについて

農地利用の  
意向調査

静岡市農業委員会では、令和5年8月に農地所有者・耕作者の皆様へ農地利用の意向に関するアンケート調査を実施しました。その結果をもとに、農地の出し手・受け手の意向や後継者の有無の状況等を反映した「目標地図の素案」を作成します。



地域の話し合い



その後、意向調査の結果や目標地図の素案を活用し、農業関係者の皆さんと一緒に話し合いを行います。

地域農業の将来像や、農地を誰が、どのように守っていくか等について話し合い、その結果を取りまとめ、地域計画の策定に向けて進めていきます。

**農業関係者のみなさんと一緒に地域計画を策定します！  
ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。**

問合せ先

静岡市役所 農業政策課 農業支援係

☎054-354-2085

静岡市農業委員会事務局 農地利用最適化推進係

☎054-221-1134



## 農地利用状況調査を実施しました

農業委員会では、8月～9月にかけて農業委員19名、農地利用最適化推進委員37名、地区補助員83名が、それぞれの担当地域で農地利用状況調査を実施しました。

遊休農地のほか、利用権設定している農地、納税猶予の特例適用農地、生産緑地などを調査しました。

農地利用状況調査結果を受け、今後、農業委員会では農地の利用意向調査を実施します。ご理解、ご協力をお願いします。



## 農地の適正管理をお願いします

農地の所有者や使用収益者は、農地を適正に利用する責任があります（農地法第2条の2）。

遊休農地は、害虫の発生、不法投棄などにより、周辺に悪影響を及ぼすことがあります。

また、防犯・防火の面でも適正な管理が求められます。農地をお持ちの方は草刈り、除草等を行い、適正に管理をお願いします。また、農地が荒れてしまう前に、意欲ある耕作者に引き継ぐことも大切です。

## 農地を相続したときは、 農業委員会へ届出をお願いします

祖父から父が相続したときは、農業委員会へ届出した記憶がないけど？

平成21年の農地法の改正により、届出が必要になりました。

（平成21年12月15日施行）

それ以前に相続した場合、届出は必要ありません。



既に宅地になっているけど、届出は必要なの？

登記簿の地目が「田」又は「畑」の場合、届出が必要です。

〈問い合わせ先〉 静岡市農業委員会事務局 農政係 電話：054-221-1483

## 農業者年金に加入しませんか？



1階部分の国民年金に加えて、農業者の方が選択できる2階部分の公的年金は、農業者年金・iDeCo（個人型確定拠出年金）・国民年金基金の3種類です。

最近、iDeCoへの加入を検討される方が増えているとのことなので、iDeCoと比較した農業者年金のメリットについて、ご案内いたします。

### 農業者年金のメリット

#### ①通常加入の場合、保険料額は毎月変更が可能

また、いつでも途中脱退、再加入が可能

→ 経営状況に応じて、いつでも保険料の増額・減額、支払停止・再開ができます



#### ②保険料の国庫補助

→ 政策支援加入の場合、月額2万円の保険料に対して、最大月額1万円の国庫補助があります（※政策支援加入には、一定の要件を満たす必要があります）

#### ③終身年金

→ 年金裁定時の金額が生涯もらえます

（ただし、特例付加年金は、旧制度の経営移譲年金同様、支給停止となる場合があります）

#### ④元本割れに対応

→ 65歳以上の年金裁定時に元本割れしていたときは、付利準備金からマイナス分を補填する措置を行います

（ただし、付利準備金は、運用収入から繰入れされるものです）

#### ⑤手数料なし

→ 事務経費は国が負担しています

#### ⑥同一生計の家族の分も含めて所得控除の対象

→ 同一生計の家族の保険料を支払った場合には、自分の分も含めた全額が社会保険料控除の対象です

iDeCoは、個人が運用方法を選べるため、自由度が高く、魅力を感じる方も多いと思いますが、上記のメリットを勘案してご加入をご検討ください





# 年金額の試算ができます

独立行政法人農業者年金基金のホームページで年金額の試算ができます。

ホームページアドレス：<https://www.nounen.go.jp>

また、農業者年金基金では、専門の相談員による電話相談を行っています。

開設時間：平日（土日祝日を除く）  
午前9時から午後5時まで

電話番号：03-3502-3199



ここをクリック

農業者年金説明会（11月1日 JA静岡市 あさはた支店）



## 個別相談会を開催します

農業者年金の加入に興味のある方、受給待ちの方を対象とした相談会を開催します。

日時：令和6年1月30日（火）10:30～12:00、13:00～14:30

会場：静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所静岡庁舎16階 農業委員会室



※ お一人様30分で予約制となっております。下記問い合わせ先までお申し込み下さい。

〈問い合わせ先〉 静岡市農業委員会事務局 農政係  
電話：054-221-1483

# 農地中間管理事業を活用しましょう

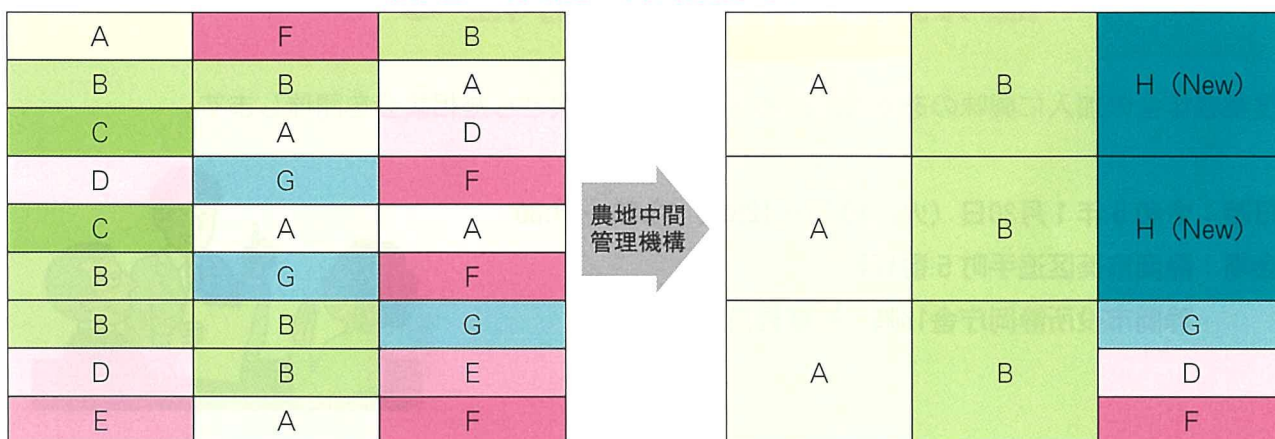
## 大切な農地を次世代につなげよう

### 農地中間管理事業とは

農地中間管理事業は、農地を貸し付けたい方から農地中間管理機構（静岡県農業振興公社）が農地を借り入れ、経営規模の拡大や効率化などを進める地域の担い手農家に農地を貸し付ける制度です。公的機関である農地中間管理機構（静岡県農業振興公社）が間に入るので、安心して農地の貸し借りができます。



### 農地の集積・集約化イメージ



農地を貸したい方、借りたい方は、下記問い合わせ先にご相談ください。

〈問い合わせ先〉 静岡県農業振興公社 電話：054-250-8988  
 JA静岡市 電話：054-288-8420  
 JAしみず 電話：054-367-3247

